

令和7年度 第27回朝来市農業委員会総会議事録

1 開催日 令和7年9月18日（木）13：30～14：44

2 開催場所 朝来市あさご・ささゆりホール

3 出席した農業委員 11人

2番 大田垣 強委員 3番 寺前 信龍委員 5番 米田 利秋委員
6番 高本 知宜委員 7番 細見 和範委員 8番 篠岡 昌代委員
10番 佐野 伸夫委員 11番 島田 義弘委員 12番 小田 彰子委員
13番 西 好朗職務代理 14番 石原 武美会長

4 欠席した農業委員 3人

1番 米田 隆至委員 4番 藤井 幸三委員 9番 伊藤 孝行委員

5 出席した農地利用最適化推進委員 12人

6 現地調査委員

農業委員 伊藤 孝行委員 佐野 伸夫委員
推進委員 鴨谷 康隆委員 吉井 忠大委員

7 議事日程

日程第1 議案第135号 農地法第3条申請について
日程第2 議案第136号 農地法第5条申請について
日程第3 議案第137号 朝来市農業委員会の委員の選任に関する要綱の一部改正について
日程第4 議案第138号 朝来市農業委員会農地利用最適化推進委員の募集要項について
日程第5 議案第139号 意見書の提出について
日程第6 議案第140号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見聴取について
日程第7 議案第141号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について

8 事務局職員

事務局長 平松 裕一郎 次長 足立 尚幸 主幹 石橋 禎之

9 農林振興課職員

副課長 衣川 太郎

10 会議の概要

○事務局 失礼いたします。本日、大変お忙しい中、総会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから第27回朝来市農業委員会総会を開会いたします。

送付いたしてございます次第に基づきまして進めさせていただきます。

初めに、石原会長から御挨拶を頂戴します。

会長、よろしくお願いします。

○石原会長 〈挨拶〉

○事務局 ありがとうございました。

それでは、ここからの進行につきましては、会長に議長になっていただきまして、進めていただきたいと思います。

それでは、会長、よろしくお願いします。

○議長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席人数を事務局から報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員12名でございます。

○議長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第27回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

次第4の「議事録署名人の指名」につきましては、13番の西好朗委員と、2番の大田垣強委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。

続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づきまして進行させていただきます。

日程第1、議案第135号「農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位271番の提案理由の説明を、地元委員の西委員に求めます。

○西委員 失礼します。271番の申請の御説明を申し上げます。航空写真271番をお願いします。

申請地は、東河の野村区になります。フジッコと和田山中学校の交差点を右折しまし

て、約3キロほど行った地区が野村区になります。この申請地については、従来より、●●さんが維持管理されておりまして、今回、事前換地の一環として購入をお願いされ、●●さんほうで買い取るという話になりました。3条申請審議資料にも全く適合しておりますので、問題ないかと思えます。以上よろしく願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号272番の提案理由の説明を、地元委員の大田垣委員に求めます。

○大田垣委員 それでは 272 番の説明をさせていただきます。航空写真を御覧ください。写真の上が北側になるんですが、山口地区でございます。この写真の中央に山口橋がありますが、それから南よりに 20m ほどになりますが、農地の所在地でございます。譲渡人につきましては、相続をされまして、その後、整理をしたいということで、譲受人の●●さんにつきましては、この譲渡人から、今現在、お住まいになっておりますのが借地でしたんですが、この度、そこを購入されました。そうしますと、この裏にございます畑への進入路がないということで、この際、購入したいということで購入されております。御主人が●●をされておりますので、そういった関係で家庭菜園にしたいということでございます。申請案件資料にも適合いたしておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 続きまして、受付順位273番及び274番の2件の提案理由の説明を、西委員に求めます。

○西委員 失礼します。申請地は、東河の久田和区というところになります。先ほど野村区の説明をしましたが、そこから約1キロほど、白井大町公園のほうに入って右手の集落が久田和区となります。譲渡人の方の住所が、山東町になってますけど、現在、空き家として、もう既に●●さんについては入居されてます。そこで、●●さんが、家の周りの畑で野菜物を作りたいというような強い気持ちがございまして、購入の話が進んでまいりました。●●さんと●●さんと同時に、●●のほうで話がまとまって、無償と有償になりますが、譲り受けることになったということです。

それで、274 番の航空写真の申請地●●番地につきましては、これは果樹を植えたいと、花木・果樹を植えたいと、それからあと申請地は、畑として季節の野菜を作っていきたいというふうにおっしゃっています。3条申請案件資料にも適合してますので、問題ないかというふうに思います。よろしく願いします。

○議長 受付順位271番から274番の提案理由の説明がございました。

現地調査委員の佐野委員のほうから補足説明ございますか。

○佐野委員 失礼します。今言われたとおり、何もございません。以上です。

○議長 それでは、3条関係につきまして、皆さんのほうから御質問なり御意見ございませんか。

特にないようですので、受付順位271番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位272番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位273番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位274番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第2、議案第136号「農地法第5条申請について」を上程いたします。
事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位275番の提案理由の説明を、地元委員の島田委員に求めます。

○島田委員 失礼します。受付順位 275 番の説明をさせていただきます。まず、受付順位 275 番の航空写真を御覧ください。航空写真のほうにつきましては、岡区の芳賀野地区の中心部となります。こちらのほうへは、国道9号線、和田山から養父方面に向かって、法道寺に信号があります。それを左折して県道に入って、途中、法道寺区、岡区集落を通過して、国道から約2キロほど進んだところがこの写真の芳賀野地区になります。

この申請地は、譲受人の●●さんが、住宅を建築するため、譲渡人の●●さんとの間

で話がまとまり、申請に至っております。この土地につきましては、地目は畑となっておりますが、現況は、畑として活用されてない原野の状況となっております。譲受人の●●さんにおかれましては、この申請地に自宅を建築して、今後、隣接する自分の土地であります、ちょうど写真で言いますと、申請地の上側、北側にあります●●番地、こちらの方を駐車場、それから農機具置き場等に利用する予定だと聞いております。同時に、現在、住まわれている譲受人の住居、航空写真では左下の方になりますけど、こちらのほうにつきましては、老朽化が進んでいるため、解体して農業用倉庫を建設する計画だということで、代理人の方からはお聞きしております。

住宅建築の事業計画書、それから地元同意書、それから隣接同意書も提出されており許可相当と思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 受付順位275番について、地元委員のほうから提案理由の説明がございました。

現地調査委員の鴨谷委員のほうから補足説明ございますか。

○鴨谷委員 9月3日の日に事務局1名、委員4名で現地調査に行ってきました。地元委員のおっしゃるとおり、問題ないと思います。以上です。

○議長 それでは、第5条関係につきまして、皆さんのほうから御意見なり御質問はございませんか。

特にないようですので、受付順位275番について採決を行います。

賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3、議案第137号「朝来市農業委員会の委員の選任に関する要綱の一部改正について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第137号の提案理由の説明を事務局に求めます。

○事務局 失礼いたします。それでは、議案第137号、朝来市農業委員会の委員の選任に関する要綱の一部改正につきまして説明をさせていただきます。

この要綱につきましては、農業委員の候補者の選任の手続き等につきまして、必要な事項を定めたものでございます。農業委員の任命に当たりましては、農業委員会等に関する法律第8条第5項におきまして、原則として、認定農業者等が委員の過半数を占めるよ

うにしなければならないと規定されています。ただし、認定農業者が少ない場合、具体的には農業委員の定数に 30 を乗じて得た数を下回る場合、本市におきましては定数が 14 人でございますので、その 30 倍、420 人を下回る場合につきましては、認定農業者等または認定農業者に準ずる者が 4 分の 1 以上占めるようにとの例外規定が、農林水産省令で設けられております。

この認定農業者に準ずる者としましては、認定農業者であった者、認定農業者の経営に参画する親族、認定就農者、集落営農の役員などと併せまして、農業の振興に関する地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものと規定されておりまして、この地方公共団体の計画につきましては、従前の人・農地プランが想定をされてございました。このような法律上の委員構成の規定から、当該要綱の第 5 条及び第 6 条におきまして、委員の推薦および応募の際に提出いただきます申込書を定めておりますけれども、その様式中に、認定農業者や準ずる者に該当する場合には、該当する項目を選択していただく欄を設けておりまして、その一つとして、人・農地プランの中心的経営体を明記しておりました。御承知のように農業経営基盤強化促進法が改正されまして、人・農地プランが法定化され、名称も地域計画に改められたことから、この選択肢としての人・農地プランの中心的経営体を削除しようとするものでございます。

本日の資料といたしまして、朝来市農業委員会「農業委員」・「農地利用最適化推進委員」の募集資料をお配りしておりますけれども、その 8 ページを御覧いただきたいと思っております。この様式につきましては、農業委員の推薦申込書でございますけれども、下段のほうに先ほど説明をいたしました、準ずる者の選択肢が明記してございますが、ここに以前はオとしまして、人・農地プランの中心的経営体ということが記載されておりました。11 ページの応募申込書につきましても、中段のほうに同様の欄がございますけれども、ここにもオとして、人・農地プランの中心的経営体が記載されておりましたので、これらを削除しようとするものでございます。

本日の議案の 5 ページを御覧いただきたいと思っております。今回の改正につきましては、先ほど説明させていただきました申込書様式の改正でございます。その申込書様式の改正部分につきましては、6 ページのほうに新旧対照をつけておりますけれども、人・農地プランの中心的経営体を削除しようとするものでございます。

今回の改正に合わせまして、例規を点検しました結果、第 1 条と第 9 条につきまして

も、一部改正が必要であろうということで、総務課のほうと協議をいたしました。

第1条につきましては、当該要綱の趣旨を規定しておるものでございますけれども、条文中の改正前、下線を引いておりますけれども、候補者の推薦及び募集並びに選任の手続き等として規定をしておりましたけれども、推薦及び募集につきましては、選任の一過程であり、殊さらに規定する必要がないため、削除しようとするものでございます。

また、第9条につきましては、見出しのほうを、改正前は農業委員の選任としておりましたけれども、農業委員会等に関する法律においても、市長は、議会の同意を得た上で農業委員を任命するとされてございますので、用語としては、任命が適切であろうということで、見出しのほうを改正し、あわせまして、任命に当たっての手順を柱に条文を整理いたしました。

以上が今回の要綱の改正内容でございます。

次に、附則でございますけれども、6ページの一番最下段でございますけれども、施行期日につきましては、本日の総会で承認をいただきましたら、本日付で施行することといたしてございます。

以上が議案第137号、朝来市農業委員会の委員の選任に関する要綱の一部改正につきましての説明でございます。

○議長 今、事務局のほうからいろいろと説明がございましたが、皆さんのほうからこの件につきまして、御質問なり御意見等ございますか。

背景とかいろんなことがあったんですが、分かりましたか。よろしいですか。

御質問がないようですので、議案第137号について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第4、議案第138号「朝来市農業委員会農地利用最適化推進委員の募集要項について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第138号の提案理由の説明を事務局に求めます。

○事務局 失礼いたします。議案書8ページを御覧ください。朝来市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項について記載をしております。概要につきましては、3年前の

募集要項とほぼ変わりはありません。今度、令和8年7月19日をもって任期満了となります農地利用最適化推進を募集しますということです。

項目ごとに確認していきますが、1番、募集人数が13人、区域ごとの人数は別紙のとおりということで、11ページに掲げておるとおりです。

それから、2番、任期につきまして、農業委員会が委嘱した日、令和8年7月20日以降になりますが、から始まりまして3年間、令和11年7月19日までが任期です。

3、推薦を受ける者及び応募する者の資格です。農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者。ただし、次のいずれかに該当するものは除くということで3項目上げております。1つ目、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。2、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者です。前回は、拘禁刑ということではなく、禁錮刑というふうな呼び方でありましたが、刑法が改正されておりますので拘禁刑に変わっております。それから、3つ目、3番、朝来市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者を除くということになります。

4番、職務内容です。（1）担当する区域内において、農地利用の最適化の推進、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、また新規参入の促進等に伴う現場活動、調査・指導等を行っていただきます。（2）地域計画の推進、それから（3）各種研修会への参加等です。コメマークとして、毎月開催の総会へ出席して意見を述べることができます。また農業委員や他区域の推進委員と共同して業務にあたる場合があります。

5番、身分です。朝来市の特別職の非常勤職員になります。

6番、報酬、年額ですが、参考に令和7年度の数字ということで、22万6,000円を掲げております。

7番、推薦及び応募に係る手続等です。推薦申込書または応募申込書に必要事項を記入の上、郵送または持参により朝来市農業委員会まで提出をいただくということです。なお、提出書類は返却しませんという内容になっております。（1）推薦及び応募の申込書ですけれども、様式の第1号を使って申込みをいただきます。応募する場合は、様式2号を使っていただくということです。様式については、別紙の募集資料の方につけております。それから、（2）様式の入手方法については、窓口のほか下記ホームページからダウンロードできるということです。

それから、8番、推薦・募集の期間です。令和7年11月14日金曜日から令和7年12月15日月曜日までということにさせていただいております。持参される場合は、市役所開庁日の8時45分から午後4時45分までに提出をいただくと、また、郵送される場合は、令和7年12月15日月曜日必着で投函をしていただくと、それから、電子メール及びファックスによる提出は受け付けません。それから、書類の提出期間は、延長する場合があります。この場合は、受付期間最終日以降に朝来市のホームページ等により公表します。

それから、9番、選考方法ですが、朝来市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催し、提出された書類を基に選考します。また、必要に応じて面接等を行う場合があります。また、結果については、朝来市のホームページ等により公表し、申込者全員に文書で通知をいたします。

10番、推薦・募集に応じた者の公表です。受付期間の中間及び期間の終了後に、朝来市のホームページ等で、提出のあった推薦及び応募に係る書類を基に以下の内容を公表しますということで、6項目を上げておるところです。

それから、11番、推薦及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先ですが、こちらは朝来市農業委員会の事務局となっております。

以上が、募集要項につきまして、提案の内容となっております。よろしく願います。

○議長 今、事務局のほうから説明がございましたが、ちょっと私のほうから質問していいですか。

募集期間を従来よりも早めて、12月と早めた理由はどうですか。

それから、区長会等へ事前説明、広報活動があると思うんですが、それはどうなってますか。その2点をお願いしたいんですが。

○事務局 まず、1つ目、募集期間の早くなったということですがけれども、3年前は、1月にこの審議をお願いしておきまして、その後、募集の手続に入っていまして、3月に選考委員会を行い、6月の議会を経て、7月に委嘱のほうをさせていただいて任期が始まっていたという流れでした。

3年前を振り返りまして、非常にタイトなスケジュールでありまして、募集をして、なかなかスケジュールどおりに出していただくところが少なかったり、あと、この委員会としては、女性委員を、また認定農業者さんをつてというふうな思いがある中で、思いのどおりに選考なり募集のほうが進まなかったということがありましたので、なるべく、も

う年末にはメンバーが揃い、どうしようかというふうな調整に入るようなスケジュールで進めたいということがございましたので、今回は 11 月から募集ということで早めております。

それから、今後のスケジュールについてですが、まず連合区長会が 9 月の 24 日、来週の水曜日に行われますので、まずはそちらのほうにお願いをし、周知のほうを図っていきます。それから、各区長会のほうですけど、まず、山東区長会が 9 月 29 日の夜に行われますので、そちらのほうに案内をさせていただきます。また、生野区長会が、10 月の 6 日、生野は月に 1 回、区長会が行われまして、定例の会議なわけですが、その中での周知を依頼させていただこうと思っております。また、そのほかの和田山と朝来につきましては、定例の配布ですね、区長さん方、また地域自治協さんに配布の機会がありますので、そちらのほうに文書にて依頼のほうをさせていただきたいなと思っております。以上です。

○議長 ありがとうございます。皆さんのほうから御質問等ございますか。

よろしいですか。

それではないようですので、議案第 138 号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第 5、議案第 139 号「意見書の提出について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第 139 号の提案理由の説明を、専門委員会の農政委員会委員長に求めます。

いろいろと御苦労さんでございました。取りまとめありがとうございました。

○米田（利）委員 失礼します。いろいろと御意見はあると思いますけれども、最初に、但馬管内の意見書等を参考にさせていただいて、何回かに分けてそれぞれの委員さんに協議をしました結果、その結果でこれが出ております。多分、不足してる部分もあると思いますが、特に私のほうからは、中山間地の中で問題点もございまして、いわゆる国道から見えない奥地、こういったところは大変荒れておりまして、朝来市の中でも全体では農地が減ってるという感覚をまず持っていただきたい。そういう中から、今後、残された

農地をどう有効活用していくかということが焦点になるのではないかと。しかも、今までいろいろと各認定農業者さん、あるいは法人の方、それぞれ利用されておりましたけれども、奥地ほど採算が合わないので、手を離されていくと。そこに手を入れていこうと思いましたが、やっぱり地域の、今回変わりました地域計画、こういったものに従って、それぞれの地域の農地がこれから先、どのように守られていくかということにつきましても、十分に検討課題になると、こういうことを思っております。

なお、以下の6項目の関係につきましては、また、それぞれ御意見を承りたいと思っております。

特にそういった中で、いろいろ検討させていただきましたけれども、未来志向でありたいということを考えておまして、今後、不足な点がいろいろと多いと思いますけれども、先ほども隣とちょっとお話をしておりましたら、最適化推進委員の中でタブレットを持っておられますけれども、常にこのタブレットにつきましては、農業委員さんが持たないと本当の意味がないということを思っておりますし、そのタブレットの中に規約・規定も入れていただいて、そのタブレットで全てが見通せるという改善を図っていただきたい、ということが、この中には載せておりませんが、いろんな点でいろいろと御意見いただきました。そういうことで、この内容は不足しておりますけれども、御審議のほうよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長 取りまとめ、ありがとうございました。

皆さんのほうから、この件につきまして御意見をいただきたいと思っております。推進委員の方でも意見があれば出してください。

はい、高本委員。

○高本委員 失礼します。口火を切らせていただきます。15ページの(2)番、市の担い手育成部門の充実強化についてというところのこの文言ですね、ちょっと分かりづらい書きぶりかなと感じてまして、この段の一番最後のさらなる認定農業者等の担い手育成支援制度の充実を図られたいということで、認定農業者等の充実強化についてというふうなタイトルに変えていただくほうがしっくりくるんじゃないかなと思うところです。

合わせまして、(4)のところをある程度この2番でカバーできるので、なくてもいいのかなというふうに、極端に思っております。

○議長 この(2)の項目の一番最後の認定農業者等の、あと、担い手育成支援制度のというのではなしに、認定農業者の支援制度の充実、担い手というのではなしに。そうい

うような言い方にちょっと聞いたんやけど、そういうこと。具体的に教えて。

○高本委員 担い手部門の充実強化って書かれると、市の中に担い手部門があるかのようになるところ、実際はないわけなんで、部門としてはないと思うんですよ、その部署がないのですね。

○議長 いや、市はやってるのと違うん。農林振興課。

○高本委員 やってるのはやってますけど、担い手育成部門ていうか、部局としてはない。ないイメージなので、その部門を作ってくれっていうことなのかと思って読んだら、認定農業者等の支援制度の充実を図ることが書いてあるということなので、ここはちょっとタイトルと中身があまり即してないなというところで、そうであれば、認定農業者等の充実強化とすると整合性がとれるのではないかなと。

○議長 この項目は担い手の育成って書いてあるけども、中身は認定農業者等の担い手の育成支援制度の充実強化。

○高本委員 担い手の育成強化や充実強化なので、認定農業者等は担い手とイコールなので、それでいいのかなと。

○議長 事務局、理解できた。ちょっと確認してくれる。

○事務局 確認させていただきます。まず、（２）番のタイトルですけど、市の担い手育成の充実強化、部門っていうのは取ったらすっきりするのかなと、例えばですよ。その下のさらなる認定農業者等の、最後ですね、「担い手育成支援制度のまで」を取って、さらなる認定農業者等の充実強化を図りたいとすれば、部門も消えますし、担い手育成支援制度もなくなって、何かすっきりするのかなというふうに思ったんですけど。

○議長 そういうこと。

○高本委員 そういうことです。

○議長 わかりました。何とはなしに分かる。そのほか、何かありますか。

一応これまとめてもらったものを、代表して私と西さんと一緒に、市長と面談して、こういうことを要望しますのでとお話する機会が、近いうちにまたできると思いますので。

そのほか、何か。米田さん。

○米田（利）委員 すみません。ちょっとお願いなんですけれども。今まで意見書、僕も会長時代に渡させていただいたんですけども、その結果とか、話し合う機会というのはなかなかないんで、毎年同じように出してきてるのかなということで終わってきたんですけども、今回、農業委員会が何をしてるか分からないということで、この文面を全戸に

配布したらどうかということをやっと提案させていただきます。以上です。

○議長 全戸にですね。今、そんな意見が出ましたけど、皆さん、どうですか。

農業委員会がこういうことを市長に意見を求めますっていうのを、こうですっていうのをね、そういうことをしたらということでしょう。広報なんかに、意見の要請で、このような項目で話し合いをしましたということはいいいと思うんですが、こういう具体的な中身まで、こういうものまでは、僕は全部皆さんに配る必要はないのではと思いますけどね。

○事務局 すみません。お答えになるかわかりませんが。例えば農業委員会日より、ちょっと時期はずれるんですけども。年2回発行で、既にこの前出されて、その中に例えばこういったものを織り込むのも一つですし、また、農業委員会のホームページなんかにこういうのを上げるのも当然かなというふうに思います。今、米田委員がおっしゃるように、誰がどこで言ってるかわからないですけども、オープンにするのは一つの手段というふうに思います。

○議長 そうですね、僕もそういうふうに今説明されたから思うんですけど、そういう考え方でよろしいですか。

○米田（利）委員 はい、よろしいです。

○議長 そういうことをちょっと工夫してやっていくというところで。市長との面談の結果については、前回のときに、私、口頭で皆さんに説明したと思うんですけど、結構、事前に事務局から市長にこの内容が伝わっておって、前回のときも、私が行ったときには市長の手元の文章、赤や鉛筆でいっぱい書いてあって、こっちが説明する前に、市長から結構説明を受けた記憶がちょっとありますんで、結構ちゃんとされていたと思います。

皆さん、何かほかにございますか。

高本さん。

○高本委員 度々すみません。（４）番ですね、経営規模の拡大及び継続営農に対する支援についてということで書かれておるわけなんですけれども、これを読みまして、経営規模拡大に伴うことと、現状維持するために何かしろということが書いてあるとは思いますが、そこがまず1点、経営規模拡大、どう言ったらいいんですか、経営規模拡大というわけでもなくても、地域を守っていくっていう活動に対して支援しろというような書きぶりに変えたほうがいいのかというところと、下の段の中ほどですね、女性農業者や50歳未満の農業者等で始まる場所ですが、女性農業者であれば50歳以上でもオーケーみたいな、逆の意味にもとれますし、ちょっとここをもう2つとも削除してしまっ

規模でも経験豊かなというところも、高齢っていうところも削除して、小規模でも経験豊かな農業者等とまとめてしまったほうが、誰かれを限定することなく支援を考えられるのではないかなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長 経営規模拡大のことはなしにしろって、そういう意味。

○高本委員 規模拡大は、現状、認定農業者等であればもちろんありますし、スマート農業の関連で、何かしらしていただいておりますけれども、そうではなくて、この段については、そもそも認定農業者になればいいじゃないかっていうところもあるんでしょうけど、この委員さんがまとめられた中には、やはり、地域農業それだけでは守っていけないよと、地域を守っていけないよってということが書かれているのかなというところなんで、もちろん規模拡大についても現状よりも拡大していただきたいと、農家サイドはそう思いますけれど、地域を守るための活動としての営農に対しても支援が必要だよというところかなと思うので、ちょっと細かく、女性農業者、50歳未満とか等々、ちょっと書き過ぎなのかなというふうに思いますので、小規模農家でもしっかり営農されているところってというのは、やはり地域を守る活動でありますので、そういうふうな書きぶりに変えていくほうが、より伝わりやすいのかなと、女性農業者と書くと響きがいいので受けはいいんでしょうけど、そういうことでもないと思いますので。

○議長 高本さんあれやけど、別に女性農業者とか、若い人とか、小さい中でも。

○高本委員 例えば50歳以下と書いちゃうと、50歳から始めたい人は当たらなくなっちゃいますし、別に当てる必要がないと思われたら、もうこの段は全部削除で、僕はいいと思うんですけれど。

○事務局 一つの案ですが、例えば、（４）番のタイトルを経営規模の拡大及び地域農業の継続に対する支援とか、地域農業の継続に対する支援、おかしいですか。

○細見委員 すみません。（４）番で、１個にまとめなくても、経営規模拡大に対する支援と、あと、継続営農への支援との二つに、例えば４番、５番と分けてやったほうが、それぞれが際立ってわかりやすいのかなとは思いますが。

○事務局 多分、細見さんが今おっしゃるとおり、一つ考えられるのは、今、私、地域農業と言いましたが、国連では家族農業という言葉を使います。例えば経営規模の拡大の支援と、５番に家族農業の継続支援ということで、分けて書けば、多分これですっきりして、要は７本立てになるのかなという思いがします。多分、一緒くたに書くから混同して、読み方によっては、こうも読める、ああも読めるとなるんですけど、分けたほうがす

つきりすると思います。

○議長 そうだね。

高本さん、どう。

○高本委員 別に僕がどうこう言うこともないんですが、分けていただいても、対象者を限定するっていうことをしないほうがいいんじゃないのかなと。直接支援なのか、作物に支援するのか、それは行政の方が考えていただければいいのかなというふうに思いますしという意見です。

○事務局 恐らく一緒だと思うんですけど、家族農業でくくってしまえば多様な担い手になってくるのかなと、例えば高齢者もおられたり、若い方もいらっしゃったり、小規模の本当のちっちゃい方もいらっしゃる、そういった方を全て包含して、この中の項目に入れたほうがつきりするのかなということであれば、当然、上はスマートでどんどん拡大してください、下は、やはり一番底を守ってるのは、家族農業は日本の国を 90%以上持ってますので、その方も大事にしてください、充実してくださいと書けば、国の流れにも沿いますし。

○議長 大体そういう気持ちやね。

そのほかございますか。

今いろいろ出てますけど、そこら辺を事務局のほうで整理したりして、まとめさせてもらって、基本はもうこれを基本にして出すと、それから、農業委員会だより等にそういうものを出したり、それからホームページに出すとか、そういうような形でも公表はするということで、また、結果等については、当然皆さん方にお伝えをしたいと思ってますけども、一応こういう形で取りまとめをさせていただくということで、採決を行ってよろしいですか。

それでは、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成より、本件は承認されました。

後日、日程調整して、文章をまとめて、この趣旨に沿って市長に提出するようにいたします。

それでは、続きまして、日程第 6、議案第 140 号「農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見聴取について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第140号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。今回、地域計画を定めようとする地区として、1地区、多々良木区のほうから提出がありましたので、農業委員会の意見をお伺いしたいと思えます。資料につきましては、議案書の19ページからとなっております。また、22ページからの目標地図につきまして、地域計画のエリアが抜けておりますので、こちらのほうは修正したいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上となります。

○議長 それでは、多々良木区の計画につきまして、皆さんのほうから御質問なり御意見ございますか。

高本委員。

○高本委員 失礼します。この色塗りしてある地図なんですけど、凡例のところでグレー、他地区所有者農地っていうところがあるんですけど、どこにもないんですが、地図の中に。コピーで映らなかったのか。それとも何か。

○担当課 こちらのほう地区から出てきてまして、説明会のときに、こちらのほうから凡例を出させていただいたものを、そのままつけてあると思うんですけど、実際、地区のほうには他地区の所有者農地が今のところはないということです。こちらのほうも地区のほうに確認して、将来的にどうなのかっていうところもありますので、残すのか、残さないのかっていうところを聞き取りをしながら修正したいなと思っております。

○高本委員 いや、例えば22ページの、よく分かるんですけど、歯抜けになってるじゃないですか、他地区の所有者がいらないということであれば、ここの歯抜けのところは誰の何の、どうなんですか。

○担当課 こちらのほう、歯抜けになっているところは、農地であつたりとか、それ以外の土地っていうところもありますので、またエリアの区域をはっきりさせた中で、その中である農地について、他地区の所有者かもしれませんので、そういったところについてはグレーのところを塗っていただくというような指示ができるようなというふうに思っておりますので、もう一度地区のほうと確認して色分けをしていただきたいなというふうに思っております。

○議長 ちょっと私から、19ページの現状の集積率と将来の集積率、同じ、それから、いろんな農業を担う20ページの、それぞれほとんど変わらなく、5年後ね、あんまり変わってない、ほとんどそのまま今の状態を維持するというような内容になつるとということ

ですね。

○担当課 地区のほうからは、10年後っていうところはやはり考えにくいというところで、ほかの地区でもありましたように5年後と、まずは、5年後どうなるのかというところがあるのかなと思っております。その中で、認定農業者を中心にだったりとか、地区内の農業者の方々に、まずは5年間維持していくっていうようなところを今回の地域計画に反映されてるのかなというふうに思っております。

○議長 分かりました。

そのほか何かございますか。

それでは、特にないようですので、総合的な判断として適当か不適当かお諮りします。適当と判断される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は適当と回答いたします。

続きまして、日程第7、議案第141号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 ここで、朝来市農業委員会総会会議規則第18条の議事参与の制限の規定に基づきまして、●●委員が議案第141条の関係者でありますので、退席を求めます。

それでは、議案第141号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。今回、農地バンクを利用した農地の使用貸借というところから出てきたものを今回提出させていただいております。資料のほうは34ページからというふうになっております。

まず、面積のほうにつきましては、設定する農地ということで田んぼ、面積のほうは228,543平方メートル、合計228,543平方メートル、筆数につきましては139筆となっております。設定を受ける戸数につきましては17戸、設定する戸数につきましては93戸というふうになっております。また、設定の概要なんですけど、設定の種類としましては使用貸借となっており、その内容につきましても、同じく使用貸借が139筆の228,543平方メートルというふうになっております。こちらのほうの設定の始期ですが、この意見照会、また、県との申請等が終わってからの公告後となります。契約期間につきましては、全てのものが10年契約というふうになっております。また、設定を受ける者、また設定する者、また

土地の所在等につきましては、数が多くありますので、資料の35ページから38ページまでに載っておりますので、また確認していただきたいなというふうに思っております。以上となります。

○議長 議案第141号につきまして、皆さんのほうから御質問なり御意見ございますか。

特にないようですので、議案第141号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、●●委員、お帰りください。

以上で今日予定しておりました議案審議は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、西職務代理に御挨拶いただきます。

○西職務代理者 〈閉会挨拶〉

(午後 2 時44分終了)